



消費者110番から

「電気料金が安くなる」 という勧誘に 注意しましょう!!

相談事例

「〇〇電力をご利用中の方へご連絡です。電力の自由化により、〇〇電力からの供給はそのまま電気料金が安くなります。値下げの対象確認のため検針票の情報を教えてください。」と電話があった。よく分からず言われるまま検針票に書かれた番号などの情報を伝えた。後日書類が届き、契約先が別会社に切り替わっていたことが分かった。別会社と契約するつもりはないので解約して元の契約に戻したい。

回答

電力の小売全面自由化(平成28年4月)以降、電力切り替えに関するトラブルの相談が増えています。

契約中の大手電力会社やその関連会社からの連絡を装い、実際は関係のない会社からの新規契約の勧誘が多いようです。電話や訪問で勧誘を受けた際は、事業者名や契約内容(電気料金の単価や計算方法・契約期間・解約条件など)をよく確認しましょう。

新規参入事業者は、様々な料金プランを提示しています。電気料金が今より安くなるとアピールされますが、電気をたくさん使わないと安くないなど、実

際に安くなるかどうかは分かりません。また、電気供給事業から突然撤退する場合もあり、注意が必要です。

契約の切り替えに必要な顧客番号や供給地点特定番号などの情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されており、その情報さえ分かれば別業者に契約変更することが可能になります。相手を確かめずに安易に検針票の記載情報を伝えないようにしましょう。

勧誘されたとき、曖昧な返事は禁物です。切り替えの意思がなければ検針票の情報は伝えず、きっぱりと断りましょう。

消費者が電話勧誘販売や

訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフ(無条件で契約解除)が可能です。クーリング・オフの通知は、電話ではなくハガキで簡易書留など証拠の残る形で通知する必要があります。

迷ったとき、困ったとき、クーリング・オフの方法などは、お早めに消費者ホットライン ☎1188 にご相談ください。

☎1188は全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内いたします。

■問い合わせ先
県消費者情報センター
「消費者110番」
TEL/088(623) 0110